⑮　電子入札について
①　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（関東農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/index.html）による。
⑯　出来高部分払方式　中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合で契約工期が180日を超えるものについては、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑰　営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
⑱　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
⑲　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OSUMI Toru, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of Asaba pump station in National project for emergency irrigation facilities repairment in Tenryu River downstream area
(4)　Time-limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M., 18 October 2022
(5)　Time-limit for the submission of tenders and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 30 November 2022, in case of submission by paper : 12 : 00 P.M., 30 November 2022, in case of submission by mail : 12 : 00 P.M., 30 November 2022
(6)　Contact point for tender documentation : SOMEI Norihiro, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Development Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin, Chuo-Ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―9722, Japan. TEL 048―740―0533

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事である。
本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に登録されているので、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。
令和４年９月13日
支出負担行為担当官
北海道開発局函館開発建設部長　岡下　　淳
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発函館第３号
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名
ア　北海道縦貫自動車道　七飯町　大沼トンネル西大沼工区工事（以下「①工事」という。）
イ　北海道縦貫自動車道　七飯町　大沼トンネル峠下工区工事（以下「②工事」という。）
（①工事及び②工事いずれも電子入札及び電子契約対象案件）
(3)　工事場所　①工事及び②工事　北海道亀田郡七飯町
(4)　工事内容
①工事　工事延長：Ｌ＝3,789.6m、トンネル延長：Ｌ＝3,416.6m、幅員：ＳＬ＝11.0m、内空断面積：Ａ＝77.5㎡（覆工後の内空断面）、掘削工：Ｌ＝1,299.9m（ＮＡＴＭ、機械掘削）
②工事　工事延長：Ｌ＝4,285.0m、トンネル延長：Ｌ＝3,560.0m、幅員：ＳＬ＝11.0m、内空断面積：Ａ＝77.5㎡（覆工後の内空断面）、掘削工：Ｌ＝974.4m（ＮＡＴＭ、機械掘削）
(5)　工期　①工事及び②工事　契約締結日の翌日から令和７年９月15日まで。
(6)　使用する主要な資機材
①工事　吹付コンクリート：Ｖ≒10,800㎥、鋼製支保工：Ｗ≒1,050ｔ、ロックボルト：Ｎ≒24,000本、コンクリート：Ｖ≒1,200㎥
②工事　吹付コンクリート：Ｖ≒6,000㎥、鋼製支保工：Ｗ≒600ｔ、ロックボルト：Ｎ≒14,400本、コンクリート：Ｖ≒4,800㎥、パイプルーフ（φ508）Ｎ≒34本（Ｌ＝95.0m／本）
(7)　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(8)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
(9)　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(10)　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
(11)　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
(12)　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。
また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。